

令和 4 年度の新委員への引継事項

令和 3 年度に取り組んだ 4 つの事業（①高齢者の居場所づくり，②子どもの居場所づくり，③エコな地域づくり，④神楽まち協広報誌発行）について，継続実施することを前提に，令和 4 年度の新委員へ次のとおり引き継ぎを行いますので，最大限の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお，引継ぎ事項は，新委員による新たな取組に関する自由な議論に制約を与えるものではありません。

- 1 高齢者の居場所づくり（木楽輪の歌サロン）事業については，「地域まちづくり推進事業補助金（主体的な地域づくり事業）」を活用し，4 月から継続実施する。
なお，補助金申請額は，主体的な地域づくり事業の他の取組を考慮し，必要最小限とする。
- 2 子どもの居場所づくり（神楽公民館の学習支援）事業については，「地域まちづくり推進事業補助金（地域提案事業・継続分）」を活用し，4 月から継続実施する。
なお，補助金（地域提案事業・継続分）は，別枠で確保（先着順）されているため，他の取組に直接影響を与えるものではない。
- 3 エコな地域づくり事業のうち，「制服等譲渡」については，民間のクリーニング店との連携協力により実施する方向で検討する。
- 4 令和 3 年度に取り組んだ 4 つの事業の継続実施に当たっては，これまでどおり実行委員会を組織し，神楽まち協委員は，いずれかの事業に関わるように努め，可能な範囲で事業活動に参加又は意見提出等の協力を行う。
また，事業実施の際は，当番制で役割を担うなど，特定の委員に負担が掛からないように努める。
- 5 活動資金は，市の補助金活用を前提とするが，将来的な自主運営を見据え，参加料等の設定等による活動資金確保も検討する。
- 6 高齢者の居場所づくり（木楽輪の歌サロン）及び子どもの居場所づくり（神楽公民館の学習支援）の両事業について，4 月から継続実施するためには，4 月早々に補助金申請手続が必要であるが，新委員による第 1 回目の会議は 4 月下旬以降となる予定であることから，令和 3 年度の委員はそれぞれの所属団体において，上記の事項について事前に引継ぎを行い，十分な理解を得るよう努めることとする。

以上